平成29年度

定期監査報告書

十勝中部広域水道企業団 監 査 委 員

十中水監査第26号 平成30年3月26日

十勝中部広域水道企業団 企業長 米 沢 則 寿 様 十勝中部広域水道企業団議会 議 長 小 森 唯 永 様

> 十勝中部広域水道企業団 監査委員 林 伸 英 監査委員 秋 田 勝 利

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

- 1 収入事務の執行状況について
- 2 物品供給に係る契約事務の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務及び物品供給に係る契約事務の諸手続や執行状況等が、関係する法令や 契約書等に基づき適正に執行されているか監査し、効率的な経営の確保に資する ことを目的とした。

また、過去の定期監査における指摘事項等が、是正されているか検証した。

第3 監査の対象

総務課

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された事務

2 方法

監査をする収入及び物品供給に係る契約事務について抽出を行い、帳簿等の関係 書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から 説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 収入事務は適正に行われているか。
- (1) 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- (2) 調定額の算定及び計算に誤りはないか。
- (3) 調定の時期及び手続は適正か。
- (4) 納入の通知は適正か。
- 2 契約事務は適正に行われているか。
- (1) 契約の方法及び手続は適正か。
- (2) 契約の執行状況と履行確認は適正か。
- (3) 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

平成29年11月21日から平成30年3月23日まで

第7 監査の結果

収入事務及び物品供給に係る契約事務の執行状況について、着眼点に沿って監査 した結果、おおむね適正に執行されており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、一部に軽微な誤り、検討を要する事例が見受けられましたが、全体 を通して適正に行われていました。

収入事務や契約事務については、業務を行う上で基本的な事務でありますので、 今後とも法令等の規定に基づき、適正かつ効果的な事務の執行に努められますよう 期待いたします。